

第百十一号議案

江戸川区避難行動要支援者名簿の情報の提供に関する条例

右の議案を提出する。

令和五年十一月二十一日

提出者 江戸川区長 斉藤 猛

江戸川区避難行動要支援者名簿の情報の提供に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の規定に基づく避難支援等関係者に対する名簿情報の提供に関し必要な事項を定めることにより、避難支援等関係者による災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、もって避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 避難行動要支援者 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものとして、第三条で定めるものをいう。

二 避難支援等 避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう。

三 避難支援等関係者 江戸川区の区域を管轄する警察署及び消防署、社会福祉法人江戸川区社会福祉協議会、民生委員法（昭和二十三年法律第九十八

号)に規定する民生委員、避難所等(江戸川区地域防災計画に定める避難所及び福祉避難所をいう。)の設置責任者その他避難支援等の実施に携わる関係者として規則で定めるものをいう。

(避難行動要支援者)

第三条 避難行動要支援者は、専ら居宅において生活を営む者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 要介護認定に係る要介護状態区分(介護保険法第七条第一項に規定する要介護状態区分をいう。以下「要介護度」という。)が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成十一年厚生省令第五十八号。以下「省令」という。)第一条第一項第四号に規定する要介護四又は同項第五号に規定する要介護五である者

イ 要介護度が省令第一条第一項第三号に規定する要介護三であつて、単身世帯の者又は六十五歳以上の者のみで構成される世帯に属する者

ウ 要介護度が省令第一条第一項第一号に規定する要介護一又は同項第二号に規定する要介護二であつて、単身世帯の者

二 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者であつて、次のいずれかに

該当するもの

ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に規定する身体障害者障害程度等級表（以下「等級表」という。）において、肢体不自由の程度が一級若しくは二級の者又は肢体不自由のうち、下肢、体幹若しくは移動機能の障害の程度が三級の者

イ 等級表において、視覚障害の程度が一級若しくは二級であって、単身世帯の者又は当該視覚障害を有する者と同一の世帯に属する者が障害者のみの者若しくは未成年者のみの者

三 東京都愛の手帳交付要綱（昭和四十二年三月二十日付け四十二民児精発第五十八号）の規定により愛の手帳の交付を受けている者のうち、その障害の程度が一度若しくは二度のもの又は障害の程度が三度であって、単身世帯のもの

四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第一百五十五号）第六条第三項に規定する障害等級が一級又は二級であって、単身世帯のもの

五 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第七條第四項の規定により医療受給者証の交付を受けている者のうち、障害者

の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービスを受けているもの
六 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和三年法律第八十一号）第二条第二項に定める医療的ケア児

七 在宅人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業補助金交付要綱（平成二十五年四月一日付け二十四福保保疾第二千八十一号）第二に掲げる疾病にり患している者であつて、当該疾病により在宅において人工呼吸療法を受けているもの

八 前各号に掲げる者のほか、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者として規則で定める者

（避難行動要支援者名簿の作成）

第四条 江戸川区長（以下「区長」という。）は、避難行動要支援者に対する避難支援等が円滑に行われるよう必要な体制を整備するため、避難行動要支援者について規則で定める事項を記載した名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成するものとする。

（名簿情報の提供）

第五条 区長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、前条の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、

又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を提供するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、避難行動要支援者が、規則で定める方法により、名簿情報の提供の拒否を届け出たときは、当該避難行動要支援者に係る名簿情報を提供することができない。

3 区長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他のものに対し、名簿情報を提供することができる。この場合において、前項の規定は、適用しない。

（名簿情報の活用）

第六条 前条第一項の規定により名簿情報の提供を受けたものは、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で名簿情報を活用し、避難行動要支援者との信頼関係を構築するよう努めるものとする。

2 前条第三項の規定により名簿情報の提供を受けたものは、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、当該避難支援等関係者及びその家族等の生命及び身体の安全の確保に支障がない範囲で、避難支援等を実施するよう努めるものとする。

（名簿情報の取扱いに関する協定）

第七条 区長は、第五条第一項の規定により名簿情報の提供をしようとするとき

は、当該名簿情報の提供を受けようとする避難支援等関係者又は避難支援等関係者が所属する団体の代表者との間で名簿情報の取扱いに関する協定を締結するものとする。この場合において、当該協定に定める事項は、規則で定める。

2 区長は、前項の協定の内容が遵守されているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、同項の協定を締結した避難支援等関係者又は避難支援等関係者が所属する団体の代表者から、提供した名簿情報の管理に関して報告を求め、又は提供した名簿情報の管理の状況を検査することができる。

(漏えい防止のための措置)

第八条 第五条第一項又は第三項の規定により名簿情報の提供を受けたものは、当該提供を受けた名簿情報の漏えい防止のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第九条 第五条第一項又は第三項の規定により名簿情報の提供を受けたものは、避難支援等の用に供する目的以外のために、当該名簿情報を自ら利用し、又は当該名簿情報の提供を受けたもの以外のものに提供してはならない。

(秘密保持義務)

第十条 第五条第一項又は第三項の規定により名簿情報の提供を受けたもの(当該避難支援等関係者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの

者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に
関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、
規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

災害時の円滑かつ迅速な避難支援等を実施するため、災害対策基本法（昭和三十
六年法律第二百二十三号）の規定に基づき、避難支援等関係者に対する避難行
動要支援者の名簿情報の提供について必要な事項を定める必要があるもので、本案
を提出いたします。